■□■□■■□■■□■■□■□■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■■□■□■□■□
矢臼別平和委員会事務局短信　2021.06.07　文責；中村忠士
□■□■

21年度総会は「書面会議」に　理事会提案の議案書、お配りします

ご案内のとおり、６月５日に予定していた2021年度定期総会は、６月に入っても新型コロナ感染の状況が思わしくないため中止とし、「書面会議」に切り替えました。事務局も初めての事態で、戸惑いもありますが、何とか議案書の配布・発送の段階までこぎつけることができました。

会員の皆さんは、届きました議案書をお読みくださり、ご意見等ありましたら、下記へお送りください。

郵 送　〒088-2562 別海町西春別駅前栄町82 中村忠士　FAX　0153-77-2369
Eメール　f2602130@aurens.or.jp

土地利用規制法案　衆院で強行採決（6.1）

戦前に国民を監視・弾圧した「治安維持法」の現代版とも言える土地利用規制法案が衆院本会議で６月１日強行採決され、現在参議院で審議されています。

自衛隊や米軍の基地や演習場の機能を阻害すると政府が判断すると、基地・演習場の周辺の土地や建物の利用を制限し、従わない場合は思い刑事罰を科すというものです。また、住民の運動に関係する人や団体が政府の監視の対象になります。

矢臼別演習場内に暮らす浦さん、二部さんご夫妻の居住権、生活権が脅かされ、平和盆おどりや平和もちつき望年会、演習の監視活動なども大きく制限されたり、中止の命令が出る可能性さえあります。

＜官邸に抗議ハガキを出そう＞

会員の皆さんに、官邸に抗議ハガキを出す運動を呼びかけます。

抗議文(例)「『安全保障』を口実に、国民の正当な権利を制限し、監視・抑圧する『土地利用規制法案』には絶対反対である。廃案とすることを強く求める」

官邸の住所　〒100-0014　東京都千代田区永田町２丁目3-1　内閣総理大臣　菅 義偉

旧川瀬所有地の廃棄物処理を6/12やります

旧川瀬所有地内に国有地(昔の防風林帯)があり、そこに多分平和盆おどりの参加者や設営隊が捨てた(20年以上前)と思われる古い空き瓶や缶がそのまま放置されています。6月12日(土)に始末します。お手伝いできる方は１０時集合。矢臼別あずまや

６月例会は当初予定のとおりやりません。７月例会はやる予定（7/1 13:00～ 矢臼別D型ハウス）